

証拠説明書（訂正）

山形地方裁判所 民事部 御中

令和2年10月16日

原告 天羽優子
被告 株式会社ウルフアンドカンパニー
上記代表者代表取締役 大竹誠一

甲号証	標目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
1号証	https://www.buzzfeed.com/jp/kensukeseya/covid-mist で公開中の「大量に商品が出回る「次亜塩素酸水」の危険 科学者「一番怖いのは…」」の内容。	写し	2020年7月8日	原告	原告が BuzzFeedNews の取材に応じて、次亜塩素酸水を含む消毒作用のあるものの噴霧に反対する意見を述べた事実。その意見の中で、被告や被告の扱っている商品名への言及が無いという事実。
2号証	被告が原告に 2020/06/14 14:20 に送信したメール。	写し	2020年7月8日	原告	被告が原告に 2020年6月14日に、取材記事中の発言の撤回と公表が無ければ提訴するという予告をメールで送信したこと。
3号証	原告が被告に 2020/06/15 13:01 に送信したメール。	写し	2020年7月8日	原告	原告が被告に対し、被告の主張の根拠となった資料の送信を求めたこと。
4号証の1	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信したメール。	写し	2020年7月8日	原告	被告が 2020年6月16日に、メールで添付する形で、原告が求めた主張の根拠を送信したこと。

4号証 の2	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信したメールに添付した「微酸性電解水ミストのラットに関する暴露試験」と題する日本語論文。	写し	2020年6月 17日	原告	被告が「微酸性電解水ミストのラットに関する暴露試験」という論文を送信したこと。
4号証 の3	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信したメールに添付した「ラットにおける噴霧弱酸性次亜塩素酸水吸入による血液一般及び生化学値に及ぼす影響」という論文の検索結果。	写し	2020年6月 17日	原告	被告が「ラットにおける噴霧弱酸性次亜塩素酸水吸入による血液一般及び生化学値に及ぼす影響」という文献の検索結果のみを送信したこと。
4号証 の4	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信したメールに添付した沖縄タイムス 5/15 (金) 付けのネット配信記事。	写し	2020年6月 17日	原告	被告が沖縄タイムスの記事「次亜塩素酸水でコロナ不活化「30秒以下で」北海道大学と恵那十区者が実証」という記事を送信したこと。
4号証 の5	被告が原告に 2020/06/16 10:48 に送信したメールに添付したスプレーボトルの写真。	写し	2020年6月 17日	原告	被告が次亜塩素酸水のスプレーボトルの写真を送信した。写真中のボトルには濃度や製造元の記載が無いこと。
5号証 の1	被告が原告に 2020/06/16 11:52 に送信したメール。	写し	2020年7月8 日	原告	被告が2020年6月16日に、メールで、次亜塩素酸水が有用だとする主張の根拠をさらに送信したこと。
5号証 の2	被告が原告に 2020/06/16 11:52 に送信したメールに添付した、一般社団法人日本微酸性電解水協会名義の「無塩の次亜塩素酸水とは」という文書。	写し	2020年7月8 日	原告	被告が「無塩の次亜塩素酸水とは」というタイトルの、一般社団法人日本微酸性電解水協会名義の文書を送信したこと。
6号証 の1	被告が原告に 2020/06/16 14:25 に送信したメール。	写し	2020年7月8 日	原告	被告が2020年6月16日に、メールで主張の根拠を送信したこと。甲第1号証の記事中で取材を受けた小波秀雄京都女子大名誉教授に対しても、被告が原告に対して送ったのと同様のクレームを送っており、小波氏が弁護士を代理人に立てて被告と交渉していること。
6号証 の2	被告が原告に 2020/06/16 14:25 に送信したメールに添付された文書ファイル。	写し	2020年7月8 日	原告	被告が訴外小波氏に対しても、(訴外小波氏が)「ウルフアンドカンパニーが販売するものは安全だ」と声明を出さなければ提訴すると主張していること。
7号証 の1	原告が被告に 2020/06/19 14:19 に送信したメール。	写し	2020年7月8 日	原告	原告が2020年6月19日に、被告に対して回答したこと。

7号証の2	原告が被告に 2020/06/19 14:19 に送信したメールに添付した文書。	写し	2020年6月19日	原告	被告が送信した次亜塩素酸水の効果と安全性についてのエビデンスは、被告の主張を裏付けるものではないという指摘を伝えたこと。
8号証	原告が被告に 2020/06/25 17:45 に送信したメール。	写し	2020年7月8日	原告	2020年6月25日に、原告が被告に対し提訴の予定を問い合わせるメールを送信したこと。
9号証	被告が原告に 2020/06/26 9:35 に送信したメール。	写し	2020年7月8日	原告	被告が、原告を提訴する予定について「時間ができたら適切な時期に。」と述べ、本人訴訟が得意であることを伝え、裁判所の門のところで撮影した写真を添付して送信したこと。
10号証	原告が被告に令和2年7月1日付で送付した内容証明。	写し	2020年7月8日	原告	原告から被告に、訴訟の予告を撤回するか、予定通りに原告を提訴するか、逆に原告が提訴するかのどれかを選ぶように、被告に対して意思の確認を行ったこと。
11号証の1	被告が原告に 2020/07/06 12:35 に送信したメール。	写し	2020年7月8日	原告	被告が2020年7月6日に送信したメールで、「どうぞご自由に訴訟の提起をしてください」と述べていること。
11号証の2	被告が原告に 2020/07/06 12:52 に送信したメール。	写し	2020年7月8日	原告	被告が2020年7月6日に送信したメールで、立川中央病院について言及したこと。
12号証	「2020年版 消毒と滅菌のガイドライン」(へるす出版, ISBN 978-4-89269-995-5) の、空気感染・飛沫感染対策法と新型コロナウイルスに対する消毒法のページ。	写し	2020年7月8日	原告	書籍「消毒と滅菌のガイドライン 2020年版」に、消毒薬の噴霧が禁止である旨書かれていること。また、ノロウイルスの消毒にはエタノールも、流水と石けんによる手洗いが有効であるとされていること。新型コロナウイルスに対しては、アルコール、熱消毒、次亜塩素酸水を用いた清拭が病院で行うべき消毒方法とされていること。
13号証	「食べ物とがん予防」(坪野吉孝, 文春新書) に掲載された、健康情報についてのエビデンスを評価する時のフローチャートとその解説。	写し	2020年7月8日	原告	書籍「食べ物とがん予防」に掲載された、「健康情報を評価するフローチャート」。医学研究をこれにあてはめることで、どの程度の信頼性があるかを判断することができる。
14号証	ウェブサイト https://www.tactis.or.jp/shinryo/kansenyobou.html の内容。	写し	2020年6月18日	原告	立川中央病院のウェブサイトで、感染予防として次亜塩素酸水の噴霧を行っていることを宣伝している事実。

15号証	一般社団法人日本微酸性電解水協会の鈴木氏が原告に2020/06/17 17:41に送信したメール。やりとりが引用されて全て含まれており、一番下の茶色と緑が混じった部分が原告による問い合わせフォームからの内容、その上の緑色の部分が鈴木氏からの回答、その回答に対する原告からの質問が青色部分、さらに鈴木氏からあった回答が黒色の部分。	写し	2020年7月21日	原告	原告と、一般社団法人日本微酸性電解水協会とのやりとり。被告が送信した甲第5号証の2の内容が、内部文書であり、内容が決まる前のものであったという事実。
16号証の1	被告のウェブサイトのトップページ https://www.wolfjpn.com/index.php を2020年6月19日に印刷したもの。	写し	2020年6月19日	原告	被告の会社のウェブサイトの、2020年6月19日の内容が間違っている上、薬機法に抵触するおそれがあること。
16号証の2	被告のウェブサイトのトップページ https://www.wolfjpn.com/index.php を2020年6月29日に印刷したもの。	写し	2020年6月29日	原告	被告の会社のウェブサイトの、2020年6月29日の内容が間違っている上、薬機法に抵触するおそれがあること。
17号証	https://www.yakujihou.com/images/kaden.pdf で公開されている「家電品の表示に関連する「薬事法等」についての解説」。1ページ左上のURLは原告がダウンロードした後出典をメモとして追加したもので原本には無い。	写し	2020年6月17日	原告	資料2ページから3ページに、医薬品、医療機器でないものは、「殺菌、消毒の効果を標ぼう」してはいけないこと、「特定の病原菌や感染性物質、疾病に関する表示」は医薬品に該当する場合にのみ許されていること。
18号証	2020年6月26日に、厚生労働省・経済産業省・消費者庁が合同で発表した、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html	写し	2020年7月21日	原告	次亜塩素酸水の噴霧をしてはいけないこと、噴霧の安全性が確認されていないことが明記されている。

19号証	原告のウェブページ http://www.cml-office.org/wwatch/claim/case02/comment01.html の、2020年9月17日の内容。	写し	2020年9月17日	原告	被告が原告に対して訴訟恫喝によって原告の発言を変えさせようとしたことの経緯と、被告の行為に対する批判をウェブサイトで公開していること。
20号証	被告が2020/09/17 14:30に原告に送信したメール。	写し	2020年9月17日	原告	被告が、被告と原告のメールのやり取りを原告が公表しているウェブページ(甲19号証)について、削除を求めるメールを送信したこと。
21号証の1	動画投稿サイト YouTube に投稿された「次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!」 https://www.youtube.com/watch?v=y-liqNf5JrY	写し	2020年9月17日	原告	被告の会社の従業員と思われる人物が、ウルフアンドカンパニーという名前で YouTube 動画「次亜塩素酸水のミスト噴霧は絶対にやめてください!!」のコメント欄で、動画を投稿した吉村医師に対して訴訟予告を行っていること。
21号証の2	吉村医師 (@doctor_ladies) のツイッター投稿 https://twitter.com/doctor_ladies/status/1279923525445283840	写し	2020年9月1日	原告	吉村医師が、被告による訴訟恫喝があったことをツイッターでつぶやいたこと。
21号証の3	動画投稿サイト YouTube に投稿された「『次亜塩素酸水』3つの資料で論破された!?!編」 https://www.youtube.com/watch?v=-HpGIKgodcs	写し	2020年9月17日	原告	被告が吉村医師に対して訴訟恫喝のメールを送信したことが、吉村医師の YouTube 動画「『次亜塩素酸水』3つの資料で論破された!?!編」(https://www.youtube.com/watch?v=-HpGIKgodcs)に掲載されていること。